



## 自己負担を軽減!! 高額介護合算療養費

### 高額介護合算療養費とは

「医療」と「介護」の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

8月から翌年7月末までの1年間で、同じ世帯の被保険者が「医療」・「介護サービス」を利用し、自己負担額の合計(医療+介護)が下記の表の基準額(限度額)を超えた場合、申請すると超えた分の金額が「高額介護合算療養費」として、医療保険と介護保険から支給されます。

ただし、国民健康保険・後期高齢者医療保険制度、または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象になりません。また、支給額が500円以下の場合には支給されません。

#### ■ 70歳から74歳までの国民健康保険加入世帯と後期高齢者医療加入世帯

所得区分		国民健康保険+ 介護保険(70歳~74歳)	後期高齢者医療+ 介護保険
現役並み所得者Ⅲ		212万円	212万円
現役並み所得者Ⅱ		141万円	141万円
現役並み所得者Ⅰ		67万円	67万円
一般		56万円	56万円
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ※1	31万円	31万円
	区分Ⅰ※2	19万円	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方。

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下)、または老齢福祉年金を受給している方。

#### ■ 70歳未満を含む世帯

所得区分	国民健康保険+ 介護保険(70歳未満を含む世帯)
ア 901万円超	212万円
イ 600万円~901万円以下	141万円
ウ 210万円~600万円以下	67万円
エ 210万円以下	60万円
オ 住民税非課税	34万円



#### 【申請手続き】

平成30年度分(平成30年8月1日から令和元年7月31日まで)の期間で支給対象となる方には、申請のご案内を送ります。

#### 【お願い】

医療保険(後期高齢者医療を含む)では、所得状況で負担区分が決定されますので、収入の有り・無しにかかわらず、市役所税務課にて収入の申告を行ってください。

医療  
保険



information

問合せ  
医療保険係  
☎ 32-2214



## 国民年金保険料は きちんと加入、しっかり納付を

日本に住む20歳から60歳未満のすべての人は、国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。

国民年金は老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障がいが残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなどに、あなたやあなたの家族を守ってくれます。ただし、加入の届け出を忘れていたり、保険料の納め忘れがあると年金が受けられないことがありますので、「あのときに…」と後悔する前に、きちんと国民年金に加入しましょう。加入の手続きは市役

所または年金事務所へおたずねください。(20歳前に就職して厚生年金などに加入中の方は、手続き不要です。)

学生の方や、収入が少なくて保険料の納付が困難な方は、「学生納付特例」や「納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度がありますので、国民年金の加入手続きとあわせて申請してください。

加入後は年金事務所から送られてくる「納付書」で、金融機関またはお近くのコンビニエンスストアなどからお支払いください。

年  
金



information

問合せ  
戸籍年金係  
☎ 32-1823

砂川年金事務所  
☎ 52-2144



## 口座振替を利用しましょう

保険料が自動的に指定された口座から引き落とされるので、金融機関などに行く手間が省け、納め忘れもなくなるとも便利です。

### 【口座振替による割引】

まとめて前払い(前納)すると割引が適用されるのでお得です。

#### ①当月末振替(早割)

本来の納付期限よりも1カ月早く口座から振替える方法です。

#### ②6カ月前納(4～9月、10月～翌年3月分)

#### ③1年前納(4月～翌年3月分)

#### ④2年前納(4月～翌々年3月分)

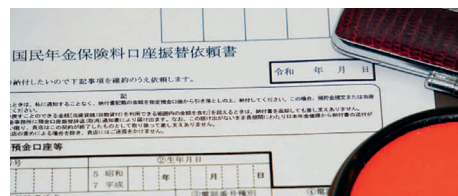
### 【申し込みに必要なもの】

年金手帳など基礎年金番号がわかるもの、通帳、金融機関届け出印

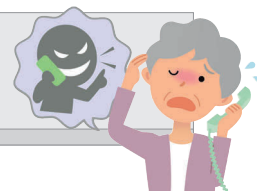
### 【手続き場所】

各金融機関または年金事務所

令和2年度の1年前納、2年前納、6カ月前納上期分(4～9月)は、2月末までに申し込んでください。



## 年金生活者支援給付金制度に便乗した 詐欺にご注意ください



昨年10月から始まった年金生活者支援給付金制度に便乗し、厚生労働省や日本年金機構、市役所の職員を名乗る者から「給付金の振込口座が使えないため、新しい口座番号、暗証番号、マイナンバーを教えてください」という不審な電話がかかってきた事例が報告

されています。

厚生労働省、日本年金機構では、電話でお客様の口座番号、暗証番号、マイナンバーなどをお聞きすることはありません。このような電話があっても、口座番号などの個人情報には答えないように注意してください。